入札説明書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）、及び本件事業に係る入札公告において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

１　競争入札に付する事項

（１）件名

令和８年度仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査委託業務

（２）委託業務名及び数量

仕事と家庭の両立支援に関する雇用環境調査 一式

（３）委託業務の内容等

別紙仕様書による

（４）委託期間

契約日から令和９年３月 31 日まで

（５）入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（６）最低制限価格

設定する。

２　入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げるすべての要件を満たす者を入札参加者とする。

（１）愛媛県知事の審査を受け、令和８～10 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた者であること。

（２）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（３）愛媛県内に本店・支店若しくは営業所を置く者であること。

（４）開札する日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

（５）国及び地方公共団体等と同種類の業務を実施し、かつ、誠実に履行した者であること。

３　入札参加資格の確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することに確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

（１）必要書類

入札参加資格確認申請書

（２）提出先

〒790-8570　愛媛県松山市一番町四丁目４番地２
愛媛県企画振興部地域未来創生局少子化対策・男女参画課活躍推進グループ
電話 089-912-2332

（３）提出期限　令和８年 11 月９日（月）午後５時まで

（４）提出方法　持参又は郵送

※持参の場合は、公告の日から令和８年 11 月９日の執務時間中（月曜日から金曜日までの午前８時 30 分から午後５時 15 分（正午から午後１時までの間を除く。）まで）とする。

（５）入札参加資格の確認結果は、入札日の前日までに書面により通知する。

（６）その他

・申請書に係る経費は、申請者の負担とする。
・提出された申請書は返却しない。
・申請書について、説明を求められた場合はそれに応じること。

４　入札の日時及び場所等

令和８年 11 月 12 日（木）午後２時００分
愛媛県庁第二別館 10 階　1002 会議室
開札は、即時開札とする。

５　入札手続きに関する注意事項

（１）入札参加者又はその代理人は、会計規則、入札説明書、別紙の仕様書及び契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について質疑事項がある場合は、令和８年 11 月９日（月）午後５時 15 分までに３（２）に掲げる窓口に説明を求めることができる。ただし、入札後、実施要領等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（２）入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接に提出しなければならない。なお、郵便、加入電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

（３）入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。

（４）入札参加者又はその代理人は、次の各号に掲げる事項を記載した入札書を提出しなければならない。

ア　件名
イ　入札金額
ウ　入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、商号又は名称及び代表者の職氏名。以下同じ。）及び押印（外国人の署名を含む。押印に際して、シャチハタ印やスタンプ印等、材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等の使用は認めない。以下同じ。）
エ　代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所、氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

（５）入札参加者又はその代理人は、書類の文字及び印影を、明瞭で、かつ消滅しないもので記載し、入

札金額は、アラビア数字を用いること。

（６）入札参加者の代理人は、委任状に、入札の際に代理人が使用する印鑑を押印すること。

（７）入札書は、封入のうえ提出すること。

（８）入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印をしておかなければならない。ただし、入札書の金額を訂正することはできない（金額を訂正する場合は、新たな入札書に記載すること。）。

（９）入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(10) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

(11) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、又は天災その他心変と認められるときは、当該入札を延期又は廃止することがある。この場合において、入札執行者は入札者の損害に対する責を負わないものとする。

(12) 入札参加者又はその代理人は、当該事業に要する費用一切の諸経費を含めて見積もるものとする。なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該価格に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(13) 入札参加者又はその代理人は、実施要領等に記載の調達に関する諸条件を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

６　入札会場における注意事項

（１）開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。なお、入札会場には、入札参加者又はその代理人及び入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）を除き、上記以外の者は入室できない。

（２）入札参加者又はその代理人は、開札時刻後は入札会場に入場できない。また、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することができない。

（３）入札参加者又はその代理人は、入札会場に入場しようとするときは、入札関係職員に入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）又はその写しを提示することとし、代理人にあっては入札権限に関する委任状を提出しなければならない。

（４）入札会場において、次の各号の一に該当する者は、当該会場から退去させる。

ア　公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者。

イ　公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者。

（５）入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について 2 人以上の者の代理人となることはできない。また、他の入札参加者の代理人となることはできない。

（６）開札をした場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内の価

格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札参加者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあっては直ちに、その他の場合にあっては別に定める日時において入札をする。

（７）入札は３回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札価格との差が僅少のときは、ただちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から２回を限度として見積書を徴する。

７　無効の入札書

次の各号の一に該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者が行い、入札参加者及びその代理人は、異議の申し立てができないものとする。

（１）入札参加者又はその代理人の提出した２以上の入札書。

（２）入札参加者に必要な資格のない者又は代理権限がない者の提出した入札書。

（３）件名又は入札金額のない入札書。

（４）入札金額を訂正したもの又は入札金額の記載が不明確な入札書。

（５）本人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書。（入札に参加する者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）

（６）誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書。

（７）修繕等の名称に重大な誤りがある入札書。

（８）「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書。

（９）再度の入札において、当初の最低入札金額を上回る額の入札書。ただし、当初の最低入札金額が最低制限価格を下回る価格であった場合を除く。

(10) 入札書の受領期限までに到達しなかった入札書。

(11) その他会計規則又は入札に関する条件に違反した入札書。

８　落札者の決定

（１）有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。

（２）落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定するものとする。この場合において、同価格の入札をした者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

（３）入札価格に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。また、入札価格は、消費税及び地方消費税相当額を含まないものとする。

（４）落札者を決定したときは、落札者を決定したこと、落札者の氏名並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に入札会場にて告知するものとする。

（５）この修繕は、会計規則第 134 条の規定に基づき、最低制限価格を設定しており、この価格を下回る

価格で入札を行った者は落札者となれない。

（６）入札参加者及びその代理人は、入札後、会計規則、仕様書、契約条項等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（７）入札参加者及びその代理人は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退できる。入札を辞退するときは、その旨を入札辞退書又はその旨を明記した入札書を、入札執行者に直接提出することにより、申し出るものとする。また、再度の入札において、当初辞退した入札参加者及びその代理人は、以降の入札には参加できない。

（８）競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、決定した日から指定の期日までに契約書を取り交わすものとする。契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結（以下「電子契約」という。）が可能である。落札した場合に電子契約を希望する場合は、入札参加申込期限までに電子メール（shoushikadanjo@pref.ehime.lg.jp）にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。

（９）契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(10) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印（電子契約の場合は、電子署名）しなければ、本契約は確定しないものとする。

９　契約条項

「契約書（案)」のとおり

10　入札保証金及び契約保証金

（１）入札保証金　会計規則第 135 条から第 137 条までの規定による。

ア　入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の 100 分の５以上の入札保証金を納付しなければならない。 ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ　入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

ウ　入札保証金に係る取り扱いについては、会計規則の規定による。

（２）契約保証金　会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

ア　契約保証金は契約金額の 10 分の１以上の額とする。 ただし、「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた者は、これを免除する。（別添「入札（契約）保証金について」を参照）

イ　アに定めるもののほか、契約保証金に係る取り扱いについては、会計規則の規定による。